

# 上野原市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
上野原市教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・ 6

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、2025年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）」が改正され、2026年4月から施行されることとなりました。

これにより、教育委員会は、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、教育職員の健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定し、公表することが義務付けられます。

上野原市教育委員会では、これまでも教育職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、授業改善のための時間や児童生徒と向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を持続的に行える環境の整備に向けて、学校における働き方改革を推進してきました。

今後は、改正法の趣旨を踏まえ、教育職員の業務量管理及び健康確保に関する取り組みをより一層計画的に推進するため、本計画を策定し、その着実な実施を図っていきます。

### (2) 現状

本市では、令和2年4月に、上野原市の学校に属する教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「上野原市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を定めています。あわせて、「山梨県公立学校働き方改革取組方針の目的・目標」に則り、市教育委員会において、教育職員の在校等時間の適切な管理及び当該時間の縮減に取り組んできました。

これらの取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、令和6年度においては以下のとおりです。

#### 【2024年度（令和6年度）時間外在校等時間の状況】

	1人当たり月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	33時間10分	23.9%	1.4%
中学校	32時間17分	20.4%	4.1%
小中合計	32時間48分	22.5%	2.5%

2025年3月末時点

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合は、小中合わせて 22.5%でした。教職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっています。

そのため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開等を行い、教職員に必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、改正法第 8 条に基づき、本計画を策定するものです。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ①1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にします。
- ②1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ①年間の年次有給休暇について、年間を通して計画的な取得及びまとまった日数の連続取得が出来るよう、学校に対して取得を促進します。
- ②8 月に 3 日間、11 月 20 日（県民の日）、学校創立記念日（土曜日及び日曜日、祝日になった場合は翌日以降の平日に閉庁日として設定します。）の計 5 日間を学校閉庁日として設定します。
- ③ストレスチェックを定期的実施し、仕事の満足度や集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進します。
- ④勤務間インターバル（※）について最低 11 時間を確保出来るよう取り組みます。
- ⑤教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

#### ※勤務間インターバル

教職員の命を守るため、睡眠時間を適切に確保する必要があることから、上記 11 時間には通勤時間は含まないものとします。また、勤務間インターバルを適切に取得するために、複数担任制などを実施し、遅くまで勤務せざるを得なかった日の翌日の出勤時間が適切になされるよう配慮します。

### (3) 一人ひとりの主体的な取組の推進

令和 11 年度末までに、自分自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合について 100%を目指します。

#### (4) 働きがいの向上

仕事に対して、働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合について 100%を目指します。

### 3. 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度の 4 年間とします。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

#### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

##### ①学校以外が担うべき業務

##### ア 登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、警察、市専門交通指導員、スクールガードリーダーを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

##### イ 放課後から夜間における校外の見守り、児童生徒が補導されたときの対応（「3 分類」②関係）

- ・放課後から夜間に関する見回りについては、学校行事、地域行事の如何を問わず行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを共通認識とします。

##### ウ 学校徴収金の徴収・管理（「3 分類」③関係）

- ・学校徴収金（すでに公会計化をしている学校給食を除く。）の徴収管理について、各種目ごとに歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の確認を行い、公会計化の導入について検討していきます。

##### エ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・計画期間中に首長部局とも連携して、直接苦情等に対応できる相談窓口の設置を検討し、教育委員会として学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、当該苦情等に対応できるよう学校を支援します。

##### ②教職員以外が積極的に参画すべき業務

##### ア 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

### ③部活動（「3分類」⑬関係）

#### ア 部活動における教職員の負担軽減

- ・令和10年度末までに、部活動は、平日1日、土日どちらか1日を休業日としている部活動顧問の割合を100%にします。

#### イ 地域展開等

- ・国の部活動改革実行期間中に、休日の体育部の部活動を地域展開していくように進めていきます。また、休日の文化部についても地域展開を検討します。
- ・平日の部活動については活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置を進めるとともに、地域クラブ活動の指導員として教職員が兼職兼業を希望する場合は、本人の時間外在校等時間の状況を確認しながら認めていきます。

### ④教職員の業務であるが負担軽減を促進すべき業務

#### ア 校務支援システムの機能や自動採点技術等デジタル技術の導入を進め、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減に努めます。

### ⑤支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

#### ア スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用

- ・生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

#### イ 専門人材の派遣の拡充検討

- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療、福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充することを検討します。

## (2) 学校における措置の推進

### ①学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

#### ア 教育課程の適正化

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

#### イ 日課表の工夫、活動の精選

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直します。清

掃時間・頻度の見直しや、放課後の活動時間（児童生徒の完全下校時間を含む）を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行います。また、部活動の朝練習など勤務時間外に設定されているものについては、勤務時間内に組み込むよう日課表を見直すことや、活動自体を行わないこととします。

ウ 校務 DX の推進

- デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理などの校務を効率化します。「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を向上させていきます（2024年度：50%）。また、必要に応じて研修の機会を設けるなど、デジタル技術の活用に関する苦手意識を払拭できる取り組みを積極的に行います。

エ 電話対応の見直し

- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を、令和 11 年度までに全校設置できるよう検討します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

①教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 産業医による面接指導

- 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を推進します。

イ 勤務間インターバルの確保

- 終業から始業までに 11 時間を目安とする、通勤時間を含まない勤務間インターバルの確保に取り組みます。

ウ ストレスチェックの実施と職場改善

- 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

エ 相談体制の整備

- 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医による助言・指導の保健指導を受けるよう促します。

オ 年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。

カ 定時退校日、一斉閉校期間、きずなの日の設定

- 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう

推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行います。また、子どもと向き合う時間の確保のため、「きずなの日」、「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施できるよう取り組みます。

※「定時退校日」については「きずなの日」と同日設定も可能とします。

※「きずなの日」は、放課後に部活動や会議等を実施せず、教職員が児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す取り組みです。毎月2回、原則第1、第3月曜日に設定し、年間20回以上実施します。

キ 育休等を取得しやすい環境整備

・育休や短時間勤務等の休暇が取りやすい労働環境を整備します。

## 5. 関連する取組・今後のフォローアップ

### (1) 実施状況の把握と公表

①市内小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、上野原市のHPで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。

### (2) 課題が見られる学校への支援・指導

①教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

### (3) 周知・研修の活用と学校の推進体制

①様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施します。

### (4) 保護者・地域への理解促進

①保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組みます。